

○客観的な指標の算出方法

県立愛知看護専門学校学則施行細則（一部抜粋）

（試験等）

第6条 学科試験は、筆記試験を原則として、必要に応じて口述試験、実技試験、レポート等の方法により行う。

2 学科試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

3 ～7 略

8 臨地実習は、科目毎に担当教員が評価する。

（1）臨地実習の成績は、実習箇所毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。

（2）臨地実習の成績が60点に達しない者は再実習により評価を受けることができる。再実習は60点以上を合格とする。ただし、再実習合格者の当該臨地実習の成績は60点とする。

（3）～（5）略

9 成績の表示は、A、B、Cで表示し、その区分は次のとおりとする。

A：80点以上

B：70点以上80点未満

C：60点以上70点未満

○卒業の認定

県立愛知看護専門学校学則（一部抜粋）

（卒業の認定）

第18条 卒業の認定は、単位の修得状況、出席状況等を総合して学校長が行う。

県立愛知看護専門学校学則施行細則（一部抜粋）

（卒業）

第13条 卒業は、所定の単位を取得した者に対し、教務委員会の議を経て学校長が認定する。